

# 野焼きは禁止



最近、「近所で野焼きしており煙や悪臭で困っている」といった野焼きに関する苦情が多く寄せられています。野焼きは、近隣住民とのトラブルに発展する場合があるとともに、ダイオキシン類や微小粒子状物質（PM2.5）などの有害物質が発生する原因になると言われています。

## ～野焼きは、原則禁止されています～

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き法律で禁止されています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）

- （野焼きの違反事例）
- 空き地や田畑での家庭等から排出された廃棄物の焼却行為
  - 地焼きや素掘りの穴での廃棄物の焼却行為
  - ブロック積み、ドラム缶などでの廃棄物の焼却行為
  - 構造基準に適合していない焼却炉での焼却行為 など

## 違反した場合

**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科**

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号）

### 野焼きの例外

- ◆ 国又は地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
（例：河川管理者による伐採した草木等の焼却など）
- ◆ 天災その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却  
（例：災害等の応急対策、火災予防訓練など）
- ◆ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
（例：火祭り、どんど焼きなど）
- ◆ 農林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却  
（例：農林業者が行う草、木の葉、もみガラ、わら、木の枝等の焼却など）
- ◆ たき火その他日常生活を営む上で通常行う廃棄物の焼却であって軽微なもの  
（例：近隣に迷惑のかからない程度のたき火、バーベキューなど）

※ただし、快適な生活環境の維持確保のため、野焼きの例外に該当するものであっても、焼却することにより大量の煙や臭いが発生し、「煙がくさい」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い家族がいるので心配」など生活環境に支障を与えていると判断された場合は指導等の対象となります。

（裏面へ続く）

# 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5とは・・・

大気中には粒子が浮遊しており、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをPM2.5といいます。PM2.5は、肺の奥まで入り込むため、喘息や気管支炎を起こす確率が高いという報告があります。日本では、2009年9月に環境基準が設定され、環境の監視、対策が講じられています。

どこから発生するのか？

PM2.5は、物質の燃焼などで発生するものや大気中で化学反応により生成されるもの以外にも、自然由来のものや大陸からの越境汚染によるものがあります。

(代表的な発生源)

◆ 人為的発生源

- 工場・事業所
- 自動車排ガス
- 破碎・選別場
- 野焼き など



自動車

野焼き

◆ 自然起源

- 土壌粒子 (黄砂、土砂など)
- 海塩粒子 など



工場

採石場

～PM2.5は野焼きでも発生します～

廃棄物の野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されていますが、農林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物(わら、刈り草等)の焼却などは野焼きの例外とされています。

しかしながら、PM2.5は物の燃焼により発生するため野焼きの例外であっても発生し、地域的にPM2.5濃度が上昇することがあります。出来るだけ野焼きを行わないようにご協力をお願いします。

(参考) PM2.5の現況について

香川県ホームページから県内におけるPM2.5の測定結果などが確認できます。

さぬきの空情報館：<http://www.taiki.pref.kagawa.lg.jp/taiki/>

※メール配信サービスあり

連絡先：観音寺市役所 市民部生活環境課 (TEL 25-2698)